

各居宅介護支援事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

訪問回数が多いケアプランを作成等した場合の市町村への届出について（通知）

平成 30 年 4 月の介護保険制度改正により、平成 30 年 10 月 1 日以降、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護をケアプランに位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該ケアプランを市町村に届け出ることとなります。

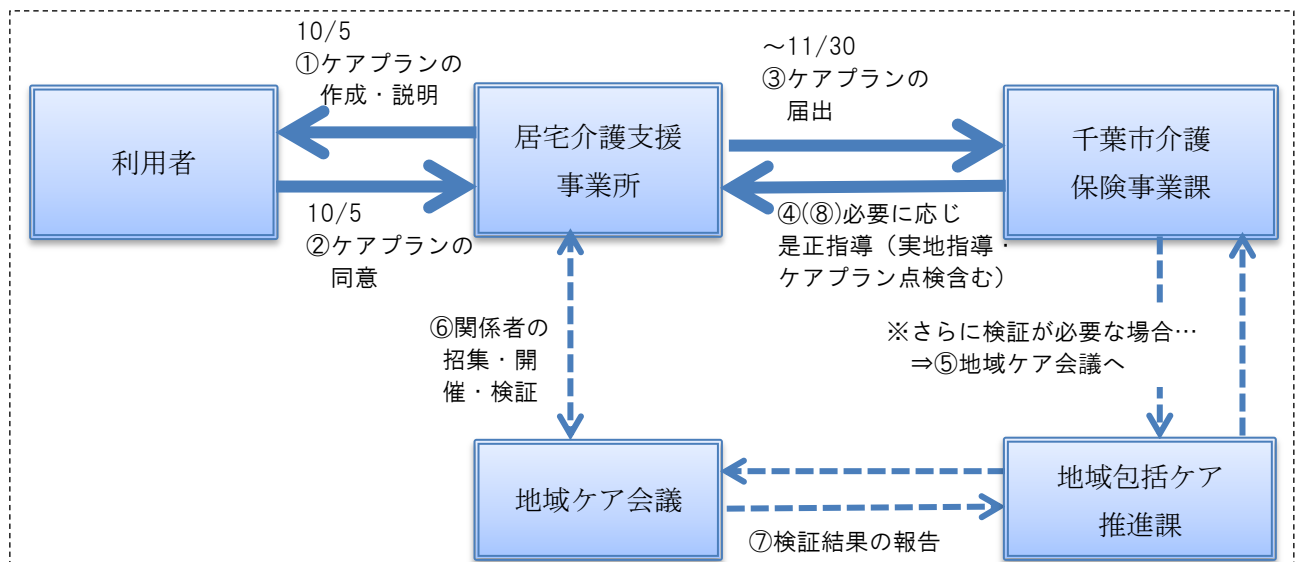
このことについて、本市が保険者である場合の取扱いは、下記のとおりとしますので通知します。

記

1 届出の対象となるケアプラン

項目	内容				
届出の対象となるケアプラン	○生活援助中心型の訪問介護（1回の訪問において生活援助とあわせて身体介護を行うものを含む。）を位置づけたケアプランであつて、要介護状態区分に応じ、1月につき以下に掲げる回数以上を位置づけたものについて、届出が必要となります。				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	27回	34回	43回	38回	31回
	○平成 30 年 10 月 1 日以降に作成又は変更（軽微な変更を除く。）し、その後、利用者の同意を得たものが届出の対象となります。				
届出時期	○ケアプランの市町村への届出は、ケアプランを作成又は変更した日の属する月の翌月末日までに、利用者の保険者市町村に対して行う必要があります。				

2 届出の流れ（例）



①ケアプランの作成・説明

- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、上記1に該当する訪問介護を位置づけようとするときは、適切なアセスメントのもとその利用の妥当性を検討し、ケアプランの第1表の「総合的な援助の方針欄」に当該訪問介護が必要な理由を記載（書ききれない場合等にあつては、別紙でも可。）し、利用者に説明してください。

②ケアプランの同意

- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、①の説明をしたのち、利用者の同意を得てください。また、同意を得た後は、利用者ケアプランを交付してください。

③ケアプランの届出

- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、②の同意を得た月の翌月の末日までに、上記1に該当する訪問介護を位置つけたケアプランを、当該利用者の保険者へ届け出てください。
- ・千葉市が保険者である場合は、千葉市介護保険事業課へ以下の書類を届け出てください。
 - a) 一定回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画に係る届出書
 - b) 居宅介護サービス計画書（1）・（2）、週間サービス計画表
 - c) 課題整理総括表
 - d) その他訪問介護の必要性を証する資料（任意）
- ・届出を受けた介護保険事業課は、書面及び必要に応じてケアプランを作成した介護支援専門員から聞き取りを行う等して、その利用の妥当性を検証します。

④(⑧) 必要に応じ是正指導

- ・介護保険事業課は、ケアプランに位置付けられた訪問介護サービスが、過剰なサービス、介護保険の給付対象外のサービス、利用者の自立支援・重度化防止に向けたものとなっていないサービス等、是正が必要と判断したものについて是正を促します。（必要に応じ、居宅介護支援事業所に対する実地指導やケアプラン点検を行います。）

⑤地域ケア会議での検証依頼

- ・介護保険事業課で妥当性の判断がつかないものや過剰なサービスの疑いがあるもの等、専門職によるさらなる検証が必要なものについて、地域包括ケア推進課を通じ、地域ケア会議での検証を依頼します。

⑥関係者の招集・出席・検証

- ・当該ケアプランを作成した居宅介護支援事業所の介護支援専門員やケアプランに位置付けられた訪問介護事業所のサービス提供責任者等は、地域ケア会議から出席の求めがあった場合には、ケアプランの妥当性を検証するための地域ケア会議に出席してください。
- ・地域ケア会議は、関係者からの聴き取り等により、ケアプランに位置付けられた回数の訪問介護サービスについて、その利用の妥当性を検証します。

⑦検証結果の報告

- ・地域ケア会議は、検証結果について、地域包括ケア推進課を通じ、介護保険事業課へ報告します。
- ・介護保険事業課は、検証結果を踏まえ、必要に応じてケアプランを作成した介護支援専門員に対し、是正を促します。